

総社市告示第52号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱を次のとおり定める。

平成29年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び届出等の審査等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更の証明に関する事項)

第2条 施行規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、施行規則第2条第1項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の申請に対し軽微な変更該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

4 軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届を市長に届け出なければならない。

(届出等に関する事項)

第3条 法第19条第1項及び法附則第3条第2項の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第7項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、施行規則第12条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 施行規則第1条第1項に規定する図書（変更の場合は、変更に係る部分に限る。）

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合にあつては、同条同項に規定する住宅性能評価書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し

(4) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物エネルギー性能表示制度（BELS）に基づく評価を受けた場合にあつては、当該評価書（建築物全体を評価しているものであつて、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。ただし、住宅にあつては、これに加え、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し

(5) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号に掲げる図書に明示すべき事項は、施行規則第1条第1項及び第2項の規定を準用する。（当該図書の設計者の記名及び押印に係る規定は除く。）

3 届出等に関し、施行規則第12条第3項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 第1項第2号又は第3号に掲げる図書の提出がある場合は、各種計算書

(2) その他市長が不要と認める図書

4 市長は届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを審査したときは、届出等をした者に受付票を交付するものとする。

(取下げ届)

第4条 適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届を市長に届け出なければならない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第5条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第16項の規定による通知(以下「完了検査申請等」という。)をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第3条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第5号(同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。)に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を総社市建築主事に提出しなければならない。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び当該変更内容を説明する図書
- (2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び当該変更内容を説明する図書
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。)の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書、軽微変更該当証明書又はその写し及び当該証明に要した図書の写し

2 完了検査申請等を行おうとする特定建築物の建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書を総社市建築主事に提出しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第6条 法第14条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。

(指示及び命令等)

第7条 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令は、改善命令書により行うものとする。

3 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議は、協議書により行うものとする。

(報告の聴取)

第8条 特定建築行為をしようとする建築主等は、法第17条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、特定建築物の省エネ基準適合状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 届出等をした建築主等は、法第21条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、建築物の省エネ基準適合状況報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。